

## 九州征伐における城郭政策について

### — 『黒田家文書』『黒田家譜』を中心に—

文学研究科歴史学専攻 2年

中西 秀樹

戦国時代、九州では大友氏や島津氏・竜造寺氏が覇を争っていた。しかし次第に島津氏が勢力を伸ばしていき、まず竜造寺氏が島津氏に敗れ、次に大友氏と島津氏の間で戦闘状態となった。この時大友氏は不利な状況であった為、豊臣秀吉を頼り天正十三年（一五八五年）に秀吉から島津氏へ停戦命令が出された。その後、停戦命令を無視した島津氏と豊臣氏側で戦闘がおこなわれた。結果は島津氏の敗北で終わったが、この際、秀吉は九州一円に城郭政策をおこなっている。

秀吉がおこなったこの一連の出来事は、惣無事令<sup>(1)</sup>と呼ばれる法令に則て行動を起こしたものである。つまり戦国大名間紛争すなわち国郡境目相論の解決手段たる交戦権を否定し大名同士の対立を抑制する。そして、国郡境目相論を「国分令」により平和的に解決し全国統一する事を基調とした法令である。

なお、近年の研究<sup>(2)</sup>では法令ではなく、そういうスローガンをもった体制であったとし、私もこれに賛同している。そして、九州征伐の停戦命令と国分令は、この惣無事体制の先駆けとなったものであった。

修論においては秀吉がおこなった城郭政策について重点をおき黒田家の史料<sup>(3)</sup>をもとに考察をした。

『黒田家文書』から城郭用語を抜粋しリストにしたのが表1・表2・表3である。この事から秀吉の指示は非常に細かく出されていることがわかり、城郭の整備をおこない敵が攻めてきた際の籠城に向けて兵糧や鉄砲の火薬・弾丸を備蓄すること、そして戦闘の方法まで細かく指示を出している。

また、秀吉が九州征伐後、配下の武将である黒田孝高に豊前地方を与えたのだが、その際に戦後処理をおこなっていた豊臣秀長に宛てた朱印状<sup>(4)</sup>から豊前地方への城郭政策を読み解くと、①豊前国の馬ヶ岳城に入る事を指示、②豊後と豊前の境目に一城を設ける、③その二城が遠い場合はその間に一城を設けるということがわかった。実際に黒田氏は、入封当所はその指示に従い馬ヶ岳城に入城するが、すぐに別の城を築き移っているし、支城も秀吉の指示より多く造っている。

以上のことから秀吉の城郭政策の性質は、戦いの段階では非常に細かく指示を出し実行させるのに対し、征伐後ではアバウトな指示で、後は現場に任せるといような柔軟性があるものであったということがわかった。

## 註

- (1) 惣無事令とは、一九七八年に藤木久志氏が提起したもので、現在歴史の教科書や百科事典などにも載っており広く知られている歴史用語である。
- (2) 藤井讓治「「惣無事」はあれど「惣無事令」はなし」(『史林 九三卷三号』東京堂出版二〇一〇年) など。
- (3) 『黒田家文書 第一巻』と『黒田家譜 第一巻』を中心に用いた。  
『黒田家文書 第一巻』は福岡市博物館所蔵の福岡藩主黒田家に伝来した古文書・古記録を編纂したもので、中世から近世初頭にかけて、黒田孝高・長政に宛てられた書状類を収録している。  
『黒田家譜』は福岡藩黒田家の公式記録で、三代目藩主黒田光之の命により貝原益軒が編纂したものである。
- (4) 『増補改定編年大友史料 二七』五四六号を参照した。五月十三日付の朱印状は全十四条からなる条々である。これには秀吉の九州地方における城郭政策の構想がうかがえる内容が書かれている。

## 参考文献

- 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会 一九八五年
- 藤田達生『日本近世国家成立史の研究』校倉書房 二〇〇一年
- 立花京子「日本近世国家成立史の研究」(『戦国・織豊期の権力と社会』吉川弘文館 一九九四年)
- 藤井讓治「「惣無事」はあれど「惣無事令」はなし」(『史林 九三卷三号』東京堂出版二〇一〇年)
- 福岡市博物館編纂・発行『黒田家文書 第一巻』一九九九年
- 川添昭二『黒田家譜』第一巻 一九八二年
- 田北学編『増補訂正編年大友史料』二七卷

表 1

西暦	年月日	差所/宛所	キーワード	文書番号	文書名
1586	(天正14)8月5日	秀吉→安国寺・黒田孝高・宮木宗賦	門司之要害、関戸(赤間関)、城を四つも五つも、相拵	黒文1-59	豊臣秀吉覚書
1586	(天正14)8月12日	秀吉→黒田孝高・宮木宗賦	吉田へ早々下着(黒田が)、京都(秀吉)、筑紫之儀、九州表、先勢渡海、関・門司、城々相拵、九州へ	黒文1-60	豊臣秀吉書状
1586	(天正14)8月14日	秀吉→安国寺・黒田孝高・宮木宗賦	先勢相立、兵糧・玉葉、在洛、大阪へ還御、立花表、備前岡山(馬廻り)	黒文1-61	豊臣秀吉書状
1586	(天正14)8月30日	秀吉→黒田孝高	直嶋嶋々	黒文1-62	豊臣秀吉朱印状
1586	(天正14)9月4日	秀吉→安国寺・黒田孝高	立花、城々普請、人数・兵糧・玉葉	黒文1-192	豊臣秀吉朱印状
1586	(天正14)9月25日	秀吉→安国寺・黒田孝高・宮木宗賦	門司・赤間関両城普請、諸城	黒文1-63	豊臣秀吉朱印状
1586	(天正14)10月3日	秀吉→安国寺・黒田孝高・宮木宗賦	筑紫主居城、彼居城、人数・兵糧・玉葉、門司之要害、ちかき城、取巻、やせ城二三ヶ所、立花、星野もち城、関戸(赤間関)、何之敵城、何之城、めうけん(妙見城)、城を取巻、後巻、城を四つも五つもかなわのことく相拵、敵城、蔵	黒文1-64	豊臣秀吉書状
1586	(天正14)10月10日	秀吉→小早川秀秋・安国寺・黒田孝高	関戸(赤間関)、長野、山田・廣津・中八屋・時枝・宮成、城々、後巻、城をこしらへ、何之城、取巻、仕寄、ほり、水責、水手、力責、島津一城	黒文1-65	豊臣秀吉書状

表 2

1586	(天正14)10月14日	秀吉→安国寺・黒田孝高	小倉城、取巻、城主、高橋儀、豊前一偏相濟段、筑前面、豊後人数、何之城、取巻	黒文1-66	豊臣秀吉書状
1586	(天正14)10月16日	秀吉→小早川隆景・安国寺・黒田孝高	小倉表、麻生・宗像、秋月半城、劔岳・浅川・古賀、数ヶ所城々、帆柱城、明渡、人質	黒文1-68	豊臣秀吉書状
1586	(天正14)霜月13日	秀吉→小早川隆景・安国寺・黒田孝高	豊後、逆心之奴原、筑後境日、謀叛人、府内、豊後之国、豊後中、阿波者・淡路者、豊後	黒文1-70	豊臣秀吉書状
1586	(天正14)11月20日	秀吉→小早川隆景・安国寺・黒田孝高	豊前宇留津城、責崩	黒文1-71	豊臣秀吉書状
1586	(天正14)極月2日	秀吉→吉川元春・小早川隆景・安国寺・吉川元長・黒田孝高	かわらたけ、取巻	黒文1-72	豊臣秀吉書状
1586	(天正14)12月4日	秀吉→小早川隆景・安国寺・黒田孝高	香春岳三丸、切取、香春岳、端城	黒文1-73	豊臣秀吉書状
1586	(天正14)12月22日	秀吉→小早川隆景・安国寺・黒田孝高	香春嵩水手、落去、香春嵩、請取、秋月城、島津居城	黒文1-74	豊臣秀吉書状
1586	(天正14)12月29日	秀吉→黒田孝高	関戸・門司城	黒文1-76	豊臣秀吉朱印状
1586	(天正14)12月晦日	秀吉→安国寺・黒田孝高	つなきの城、龍王・妙見城、玉葉、城々	黒文1-77	豊臣秀吉朱印状
1587	(天正15)正月26日	黒田孝高・小早川隆景	[博多への禁制]	黒文1-193	孝高・隆景連書禁制
1587	(天正15)2月8日	秀吉→黒田孝高	相殘諸城	黒文1-79	豊臣秀吉朱印状

表 3

1587	(天正15)2月22日	秀吉→黒田孝高	秋月表、野上表、城取、下城右近大夫、三月朔日御動座	黒文1-80	豊臣秀吉朱印状
1587	(天正15)3月5日	秀吉→黒田孝高	やせ城、備前片上	黒文1-194	豊臣秀吉朱印状
1587	(天正15)3月16日	秀吉→黒田孝高	小倉、在城、門司要害、後詰、関戸、芸州開田	黒文1-81	豊臣秀吉朱印状
1587	(天正15)3月18日	秀吉→黒田孝高	府内、其外城々々、野陣、陣取、芸州廿日市	黒文1-82	豊臣秀吉朱印状
1587	(天正15)3月19日	秀吉→黒田孝高	〔先の一書に加え、安国寺・平塚を使者として遣わす〕	黒文1-83	豊臣秀吉朱印状
1587	(天正15)3月20日	秀吉→黒田孝高	周防呼坂、(府内の島津敗軍)	黒文1-84	豊臣秀吉朱印状
1587	(天正15)3月21日	秀吉→黒田孝高・蜂須賀家政	周防富田市、相陣、節所、秋月、秋月表、取巻、しより、陣取	黒文1-85	豊臣秀吉朱印状
1587	(天正15)3月31日	秀吉→黒田孝高	いつれの城、取巻、馬岳、秋月表	黒文1-87	豊臣秀吉朱印状
1587	(天正15)4月10日	秀長→黒田孝高	先刻之行〔日向財部城の戦い〕	黒文1-88	豊臣秀長書状
1587	(天正15)4月15日	秀吉→黒田孝高	高城へ追籠取巻、請手、筑前岩石城責崩、筑前国大熊・秋月・間寺・宝万・山下、筑後国高良山、肥後国三池・小代・南関・山鹿・合志・高瀬津・熊本・宇土、其外城々々、殿下熊本へ至る、八代、取巻	黒文1-89	豊臣秀吉朱印状